

インボイス

適格請求書

のお知らせ



インボイスの登録

インボイス登録お忘れじゃないですか？

2023年10月1日から、請求書の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。インボイス制度に対応するためには所管の税務署に自社の情報を登録し、登録番号を発行してもらう必要があります。

施行のタイミングで適正なインボイスを発行するためには、**2023年3月31日まで**に申請書を提出する必要があります。

※申請方法等はご契約の税理士さんにご相談ください。

SPGS からののお知らせ

SuperPGS では請求書（レーザー）をインボイスとして対応します。

前回の請求	今回の請求	前回の請求	今回の請求	前回の請求	今回の請求	前回の請求	今回の請求
品名	数量	単価	金額	税率	消費税	合計	消費税
1	10	1000	10000	10%	1000	11000	1000
2	10	1000	10000	8%	800	10800	800

登録番号を印字します
「T 1234567890123」

軽減税率対象商品の場合
※を印字します。

売上金額 + 消費税額の合計金額を
販売金額として印字します。

税率の合計金額と消費税額を印字します。
10%対象 11,000 (1,000)
08%対象 10,800 (800)

※対応時期につきましては別途ご案内します。